

青警本備二第358号  
青警本務第803号  
青警本総推第112号  
青警本生企第789号  
青警本刑企第642号  
青警本交企第1020号  
青警本備一第265号  
平成26年3月24日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

青森県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

警察による新型インフルエンザ対策については、これまで「青森県警察新型インフルエンザ対策行動計画の策定について」（平成21年7月31日付け青警本備二第265号他。以下「旧行動計画」という。）に基づき実施してきたところであるが、このたび、別添のとおり「青森県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「新行動計画」という。）を改定し、諸対策を更に推進することとした。

新行動計画の改定の趣旨、改定の主な要点は、次のとおりであることから、各所属にあっては、この行動計画に基づき、引き続き、新型インフルエンザ等の発生及びまん延防止に資するよう、関係機関が一体となって行う取組に積極的に参画するとともに、新型インフルエンザ等の国内発生時においても、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態についての的確に対処できるよう万全を期することとされたい。

なお、本通達の実施に伴い旧行動計画は廃止する。

記

## 1 改定の趣旨

平成25年4月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）等が施行されたことに伴い、特措法第1条により国家公安委員会及び警察庁が指定行政機関に定められるとともに、特措法第6条に基づき平成25年6月7日に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」とい

う。)が閣議決定され、また、警察庁においては、平成25年10月10日に「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「警察庁行動計画」という。)、青森県においては、平成25年11月に「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」(以下「県行動計画」という。)がそれぞれ策定された。

青森県警察においては、これまで旧行動計画に基づき諸対策を実施してきたところであるが、警察庁行動計画の策定等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策として、特定接種を始めとした事項を新たに定めるとともに、指定行政機関は新型インフルエンザ等が発生した場合の具体的な対応を定めておく必要があることから、旧行動計画を修正し、諸対策を更に推進することとした。

## 2 改定の主な要点

### (1) 「新型インフルエンザ等」の対策の対象を追加(各章)

特措法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第144号。)第6条第7項第1号に規定する新型インフルエンザ、同条同項第2号に規定する再興型インフルエンザ及び同条第9項に規定する新感染症を合わせて「新型インフルエンザ等」と規定していることから、新行動計画においても「新型インフルエンザ等」を対策の対象とすることとした。

### (2) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策に変更(各章)

新行動計画は、警察庁行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、「発生に備えた措置」、「国外発生期における措置」、「国内発生早期における措置」、「国内感染期における措置」及び「小康期における措置」の5段階の構成とし、各段階における具体的な対応をあらかじめ定めることで、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することとした。

### (3) 特定接種の実施を追加(第2・3章)

特定接種が円滑に実施できるよう「特定接種に向けた準備」の項目を加え、新行動計画の別添に、「特定接種の対象となり得る警察職員等」を明示した。

また、特定接種を行うことが決定された場合に速やかに接種体制を構築して特定接種を実施できるよう「特定接種の実施」の項目を加えた。

### (4) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合の措置を追加(第4章)

新たに、特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合の措置(特定都道府県知事等からの要請に基づく職員の派遣及び施設の使用制限等に伴う警戒、住民接種会場の警戒、臨時医療施設に対する警戒、緊急物資の輸送に対する支援等緊急事態措置に対する支援等)に関する項目を加えた。

### (5) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策を追加(第7章)

鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べ変異しやすく、人に容易に感染する特性を有しており、新型インフルエンザとなる可能性

が高いなど、社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。このため、鳥インフルエンザは特措法の対象ではないものの、新型インフルエンザ等の発生時における措置に準じた対応を講ずべきことを定めた。

(6) 対処体制の種別の内容変更

対処体制の甲号・乙号体制及び丙号体制の内容を次のとおりに変更した。

ア 甲号・乙号体制

国内外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、又は発生した疑いがある場合であり、かつ、本部長が必要と認めたとき

イ 丙号体制

(ア) 国内外で新型インフルエンザ等の発生した疑いがある場合であり、かつ、警備部長が必要と認めたとき

(イ) 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合であり、かつ、警備部長が必要と認めたとき

(7) 別表「青森県警察新型インフルエンザ対策本部編成表（甲、乙号体制）」の変更

ア 甲号体制に総務幕僚を追加し幕僚に総務室長を充てたほか、総務総括班を追加し班長に総務事務推進課長を充てた。

イ 乙号体制に総務幕僚を追加し幕僚に総務事務推進課長を充てたほか、総務総括班及び情報管理対策班を追加し、それぞれ班長に総務室管理官及び情報管理課長を充てた。

ウ 組織改編等により生活環境課を保安課に訂正した。

(8) 別表「本部直轄部隊編成表（甲、乙号体制）」の変更

ア 甲号及び乙号体制に総務総括班を追加したほか、甲号体制の厚生班に総務事務推進課員を充てた。

イ 組織改編等により生活環境課を保安課に訂正した。

3 添付資料

別添「特定接種の対象となり得る警察職員等」

警備第二課災害対策室

別添

# 青森県警察新型インフルエンザ等対策行動計画

青森県警察本部  
平成20年11月  
(平成21年7月改正)  
(平成26年3月改正)

## 目 次

第1章	計画の目的及び実施に関する基本的な方針	1
第1節	計画の目的、構成等	1
第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	構成	1
第2節	実施に関する基本的な方針	2
第3節	警察署新型インフルエンザ等対策行動計画の策定等	2
第2章	新型インフルエンザ等の発生に備えた措置	2
第1節	実施体制の整備	2
第1	対処体制の整備	3
第2	情報収集・連絡体制の整備	5
第3	業務継続に向けた措置	5
第4	装備資機材に関する措置	5
第5	情報通信の確保	6
第6	教養・訓練の実施	6
第7	特定接種に向けた準備	6
第2節	感染対策の準備	6
第1	職員の感染対策	6
第2	留置施設における感染対策等	7
第3	庁舎管理手順の確立	7
第3節	水際対策等に備えた管理者対策	7
第1	水際対策に備えた管理者対策	7
第2	医療活動に備えた管理者対策	8
第3	感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策	8
第4節	多数死体取扱いに備えた措置	8
第1	多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置	8
第2	多数死体取扱手順の確立	8
第3章	新型インフルエンザ等の国外発生期における措置	9
第1節	実施体制	9
第1	県警察対策本部等の設置	9
第2	情報の収集・連絡体制の確立	9
第3	装備資機材の活用	9
第4	情報通信の確保	9
第5	特定接種の実施	9
第2節	感染対策	9
第1	職員の感染対策	9
第2	留置施設における感染対策	10
第3	その他	10
第3節	水際対策の支援	10
第1	国際海空港における警戒活動等	10
第2	検疫所等における警戒活動等	11
第3	感染者の密入国に対する警戒活動	11
第4	検疫体制の縮小に伴う措置	12
第4節	関係法令違反の取締り等	12
第1	検疫所との連携体制の構築	12
第2	関係法令違反の取締り	12

第4章	新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置	12
第1節	実施体制	12
第1	県警察対策本部の設置	12
第2	情報の収集・連絡	12
第3	特別派遣部隊の応援要請等	13
第4	業務継続のための執務体制の確立	13
第5	装備資機材の活用	13
第6	情報通信の確保	13
第2節	感染対策	13
第1	職員の感染対策	13
第2	留置施設における感染対策	14
第3	その他	15
第3節	水際対策の支援	15
第1	国際海空港における警戒活動等	15
第2	検疫所等における警戒活動	16
第4節	医療活動の支援	16
第1	医療機関等における警戒活動	16
第2	医療機関等の周辺における交通規制	16
第3	患者搬送の支援	17
第5節	社会秩序の維持	17
第1	犯罪の予防一般	17
第2	各種犯罪の捜査	17
第3	混乱時における措置	17
第6節	緊急事態措置に対する支援等	17
第1	特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応	17
第2	感染を防止するための協力要請等に対する支援	18
第3	住民接種に対する支援	18
第4	臨時医療施設に対する警戒	18
第5	緊急物資の運送に対する支援	18
第6	新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務	18
第7節	重点的感染拡大防止策の支援	18
第1	重点的感染拡大防止策の実施に伴う実態把握	18
第2	対象地域における警戒活動	18
第5章	新型インフルエンザ等の国内感染期における措置	18
第1節	実施体制	18
第2節	感染対策	19
第3節	水際対策の支援	19
第4節	医療活動の支援	19
第5節	多数死体取扱いに当たっての措置	19
第1	多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携	19
第2	多数死体の死体見分の実施	19
第6節	社会秩序の維持	19
第7節	緊急事態措置に対する支援等	19
第6章	小康期における措置	19
第7章	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	19
第1節	目的	19
第2節	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策	20
第1	これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルス の人での発症が国外で認められた場合における措置	20

第2	国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置	20
第3節	防疫措置の支援	20
第1	防疫措置実施地域における警戒活動等	20
第2	防疫措置実施地域周辺における交通規制	20

## 第1章 計画の目的及び実施に関する基本的な方針

### 第1節 計画の目的、構成等

#### 第1 目的

この青森県警察新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県警察計画」という。）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは異なる、病原性が高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条に基づき作成された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日。以下「政府計画」という。）を踏まえ、青森県（以下「県」という。）においても、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（以下「県計画」という。）を策定したところであり、青森県警察（以下「県警察」という。）においても、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び県警察が、その所掌事務につき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定め、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

この計画における用語の定義は次のとおり。

##### 1 県内における発生段階

###### (1) 県内未発生期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

###### (2) 県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

###### (3) 県内感染期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態

##### 2 国における発生段階

###### (1) 国内発生早期

いずれかの都道府県が県内発生早期になった状態

###### (2) 国内感染期

いずれかの都道府県が県内感染期となった状態

#### 第3 構成

この県警察計画の構成は、県計画の「未発生期」に対応するものとして第2編



「新型インフルエンザ等の発生に備えた措置」を、県計画の「海外発生期」に対応するものとして第3編「新型インフルエンザ等の国外発生期における措置」を、県計画の「国内発生早期」に対応するものとして第4編「新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置」を、県計画の「国内感染期」に対応するものとして第5編「新型インフルエンザ等の国内感染期における措置」を、県計画の「小康期」に対応するものとして第6編「小康期における措置」を置き、項目ごとに県警察が実施する事項をそれぞれ定めるとともに、主管課を明記することとする。

また、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、政府計画において「国内外で鳥インフルエンザウイルスが人で発症した場合等の対策」が定められていることを踏まえ、関連する事案として第7章に対策を記載することとする。

## 第2節 実施に関する基本的な方針

この県警察計画の実施に当たっては、県警察各部門が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を図るとともに、県等の関係機関との積極的な協力により、政府計画、特措法第7条に基づき作成された県計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努める。

この県警察計画の実施状況については、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、時機を逸することなく公安委員会に報告し、所要の管理に服するとともに、公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

また、新型インフルエンザ等のパンデミックにより不測の事態が生じた場合においても、公安委員会における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備をしておくものとする。

あわせて、公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務の業務継続のために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、情勢の変化や県計画の改定等に対応して、この県警察計画を適時適切に見直し、必要な修正を加える。

## 第3節 警察署新型インフルエンザ等対策行動計画の策定等

警察署においては、この県警察計画に基づき必要な事項について、あらかじめ警察署新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するとともに、情勢等の変化等に応じて、その都度、必要な修正を行うものとする。

# 第2章 新型インフルエンザ等の発生に備えた措置

## 第1節 実施体制の整備

## 第1 対処体制の整備

### 1 対処体制の整備

#### (1) 緊急時の職員の招集・連絡

青森県警察本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合（国内で発生した疑いのある場合を含む。）で、警察職員（以下「職員」という。）を招集する必要があると認めたときは、別表1の「報告連絡系統表」により、職員を招集する。

#### (2) 対処体制の種別

本部長は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又は発生した疑いがある場合において、次の対処体制を発令する。

##### ア 甲号・乙号体制

国内外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、又は発生した疑いがある場合であり、かつ、本部長が必要と認めたとき

##### イ 丙号体制

(ア) 国内外で新型インフルエンザ等の発生した疑いがある場合であり、かつ、警備部長が必要と認めたとき

(イ) 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合であり、かつ、警備部長が必要と認めたとき

### 2 青森県警察新型インフルエンザ等対策本部等の設置等

#### (1) 設置基準

ア 本部長は、甲号体制を発令したときは、自らを長とする青森県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「県警察対策本部」という。）を設置するとともに、全警察署に警察署新型インフルエンザ等対策本部（以下「署対策本部」という。）の設置を指示する。

イ 本部長は、乙号体制を発令したときは、警備部長を長とする県警察対策本部を設置するとともに、全警察署に署対策本部の設置を指示する。

ウ 本部長は、丙号体制を発令したときは、警備第二課長を長とする青森県警察新型インフルエンザ等対策室（以下「県警察対策室」という。）を設置するとともに、全警察署に警察署新型インフルエンザ等対策室（以下「署対策室」という。）の設置を指示する。

#### (2) 設置場所

県警察対策本部及び県警察対策室（以下「県警察対策本部等」という。）は、青森県警察本部（以下「警察本部」という。）内に設置する。

#### (3) 県警察対策本部の編成

県警察対策本部は、対処体制の種別に応じて、甲号体制が発令された場合は、別表2-1の「青森県警察新型インフルエンザ等対策本部編成表（甲号体制）」

を基準とし、乙号体制が発令された場合は、別表 3-1 の「青森県警察新型インフルエンザ等対策本部編成表（乙号体制）」を基準として編成する。この場合において本部長は、新型インフルエンザ等の流行状況等を勘案し、その都度、状況に応じた県警察対策本部の体制を編成できる。

#### (4) 県警察対策室の編成

県警察対策室は、別表 4 の「青森県警察新型インフルエンザ等対策室（丙号体制）」を基準として編成する。

#### (5) 対処部隊の編成

本部長は、甲号及び乙号体制を発令したときは、警察本部内各所属及び警察署の一部の職員で構成する部隊（以下「本部直轄部隊」という。）を次の基準により編成する。

ア 甲号体制を発令したときは、別表 2-2 の「本部直轄部隊編成表（甲号体制）」を基準とする。

イ 乙号体制を発令したときは、別表 3-2 の「本部直轄部隊編成表（乙号体制）」を基準とする。

#### (6) 県警察新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

本部長は、新型インフルエンザ等対策に関し、必要があると認めた場合は、対策本部の幕僚、班長等による対策本部会議を開催することができる。【警備第二課】

### 3 署対策本部等の設置

#### (1) 設置基準

警察署長（以下「署長」という。）は、警察本部に甲号体制及び乙号体制による県警察対策本部が設置されたときは、本部長の指示を受けて、署長を長とする署対策本部を設置する。

また、警察本部に丙号体制による県警察対策室が設置されたときは、警備部長の指示を受けて、警備課長を長とする署対策室を設置する。

#### (2) 設置場所

署対策本部及び署対策室（以下「署対策本部等」という。）は、警察署内に設置する。

#### (3) 編成の基準

署対策本部の編成、任務等は、別表 5-1 の「警察署新型インフルエンザ等対策本部編成表」を基準として編成する。この場合において署長は、新型インフルエンザ等の流行状況等を勘案し、その都度、状況に応じた署対策本部の体制を編成できる。

#### (4) 警察署対処部隊の編成

署長は、署対策本部を設置したときは、警察署員で構成する部隊（以下「警

察署部隊」という。)を別表5-2の「警察署部隊編成表」を基準として編成する。【警備第二課】

## 第2 情報収集・連絡体制の整備

### 1 情報収集の手段及び方法

本部長は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁及び東北管区警察局（以下「警察庁等」とする。）、県等関係機関との報告・連絡体制を整備する。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、連絡担当者、夜間・休日における連絡手段等を明確にする。【警備第二課】

### 2 発生状況の把握と分析

本部長は、新型インフルエンザ等の発生の疑いのある情報を入手した場合には、警察庁等に報告するとともに、対処体制が確立するまでの間は、警備第二課災害対策室（以下「災害対策室」という。）において情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に速報する。【警備第二課】

## 第3 業務継続に向けた措置

### 1 優先順位の高い業務の選別

本部長は、新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中運用させるなどの措置が講じられるよう、業務継続計画を定める。【各課、警備第二課】

### 2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用の検討

本部長は、新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について検討する。

また、庁舎利用ができない場合に備えて、警察本部及び警察署に隣接する施設を抽出し、一時借り上げの手段等を検討する。【会計課】

### 3 備蓄食料の管理

本部長は、新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食糧の適切な管理を図る。【警備第二課】

### 4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保

本部長は、新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、他の入手手段の整備を図る。【留置管理課】

## 第4 装備資機材に関する措置

### 1 装備資機材の円滑な運用に向けた措置

本部長は、新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、装備資機材の性能、使用方法について、職員に対する指導・

教養を推進する。【警備第二課】

## 2 装備資機材の適正管理等

本部長は、職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、各所属ごとの配備状況を把握するなど、適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努める。【警務課、警備第二課】

## 第5 情報通信の確保

### 1 通信に関する措置

本部長は、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信確保のため、東北管区警察局青森県情報通信部（以下「情報通信部」という。）と連携した対処体制を整備する。【機動通信課】

### 2 情報管理に関する措置

本部長は、新型インフルエンザ等が県内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等がまん延した場合においても早期に障害から復旧できるよう関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努める。【情報管理課】

## 第6 教養・訓練の実施

本部長は、感染対策を始めとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、県等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努める。

また、訓練等を通じて課題が判明した場合は、対処要領の必要な修正を行う。

【警備第二課】

## 第7 特定接種に向けた準備

本部長は、特定接種が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討する。

また、特定接種の対象者となり得る警察職員等については、別添のとおりである。【警備第二課、厚生課】

## 第2節 感染対策の準備

### 第1 職員の感染対策

#### 1 職員及びその家族に対する感染対策

本部長は、感染対策のための基本的措置について、平素から具体的な措置内容

を記載した資料を配付するなどにより、職員及びその家族に周知する。【厚生課】

## 2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立

本部長は、職員が新型インフルエンザ感染者及びその疑いがある者（以下「感染者等」という。）と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から、医療機関等の関係機関との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努める。【厚生課、警備第二課】

## 3 職員発症時の対応要領の確立

本部長は、あらかじめ、職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告・連絡体制を定める。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定める。【厚生課】

## 第2 留置施設における感染対策等

本部長は、新型インフルエンザ等の発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断並びに感染対策の対応方策について定める。また、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。【留置管理課】

## 第3 庁舎管理手順の確立

本部長は、あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順を定める。【警務課】

## 第3節 水際対策等に備えた管理者対策

### 第1 水際対策に備えた管理者対策

#### 1 国際海空港における管理者対策

本部長は、国際海空港（青森空港及び青森、八戸の港湾をいう。）における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港管理者等との連携を確認・強化する。

また、本部長は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国から多数の者が入国することによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、本部長は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。【警備第二課、地域課】

#### 2 検疫所等における管理者対策

本部長は、検疫所及び停留場所（以下「検疫所等」という。）及びその周辺における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化する。

また、本部長は、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴って検疫所等及びその周辺において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、本部長は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。【警備第二課、地域課】

## 第2 医療活動に備えた管理者対策

本部長は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関等の経営者、施設管理者、その他の関係者（以下「医療機関管理者等」という。）との連携を確認・強化する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、医療機関等において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、医療機関の管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施する。

さらに、本部長は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、医療機関等における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定する。【警備第二課、地域課】

## 第3 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策

本部長は、新型インフルエンザ等に感染している者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から国際空港管理者等や検疫所の管理者等との連携を確認・強化する。【外事課】

## 第4節 多数死体取扱いに備えた措置

### 第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

本部長は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体調査への立会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保する。【捜査第一課】

### 第2 多数死体取扱手順の確立

本部長は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱訓練を実施するなど多数死体取扱手順を確立する。【捜査第一課】

## 第3章 新型インフルエンザ等の国外発生期における措置

### 第1節 実施体制

#### 第1 県警察対策本部等の設置

本部長は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、警察庁対策本部等及び県等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、新型インフルエンザ等のまん延状況、国際海空港・沿岸等の管内状況を勘案し、事態の進展に応じて、甲号、乙号、又は丙号体制を発令する。

この場合に、甲号又は乙号体制を発令したときは、県警察対策本部を設置し、本部直轄部隊を編成するとともに、全警察署に署対策本部の設置を指示する。

また、丙号体制を発令したときは、県警察対策室を設置し、全警察署に署対策室の設置を指示する。【警備第二課】

#### 第2 情報の収集・連絡体制の確立

本部長は、県等関係機関から、新型インフルエンザ等に関する情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、警察庁等に速報する。【警備第二課】

#### 第3 装備資機材の活用

本部長は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図る。また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、その配備状況を把握し、必要な地域に当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。【警務課・警備第二課】

#### 第4 情報通信の確保

##### 1 通信の確保

本部長は、情報通信部と連携して通信の確保に努める。【機動通信課】

##### 2 情報管理機能の確保

本部長は、各種情報管理システムを適切に運用するための体制を確保する。【情報管理課】

#### 第5 特定接種の実施

本部長は、特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施する。【厚生課】

### 第2節 感染対策

#### 第1 職員の感染対策

##### 1 職員及びその家族に対する感染対策の周知

本部長は、国外で発生した新型インフルエンザ等の感染対策のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配付するなどにより、職員及び



その家族に対して周知し、国内発生時に備える。【厚生課】

## 2 発生地域への海外渡航の中止

本部長は、やむを得ない場合を除き、発生国又は地域への、公務での渡航を延期又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を中止するよう、職員に対し、要請する。【警務課】

## 第2 留置施設における感染対策

本部長は、国外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、職員に対し、感染対策を周知する。

また、職員及び被留置者に対し、新型インフルエンザ等について啓発するとともに、手洗い及びうがいの習慣を身に付けるよう指導する。

さらに、留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等の詳細な内容を聴き取るとともに、捜査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手する。感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努める。【留置管理課】

## 第3 その他

### 1 庁舎管理の手順の周知徹底

本部長は、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順について、職員への周知徹底を図る。【警務課】

### 2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

本部長は、関係機関・団体に対し、国外における新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の国内発生時に備えた対策の周知徹底を図る。【厚生課】

## 第3節 水際対策の支援

### 第1 国際海空港における警戒活動等

#### 1 国際海空港における警戒活動

##### (1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

本部長は、国際海空港において、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、水際対策が円滑に行われるよう、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁等からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、水際対策の円滑な実施を確保するため、警察庁等及び県等関係機関と連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を行う。【警備第二課、地域課】

##### (2) 機動隊の運用

本部長は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港にお

ける警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、支援活動計画に基づき、感染対策を徹底した上で、機動隊を集中運用する。【警備第二課、地域課】

## 2 国際海空港の周辺における交通規制

本部長は、国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。【交通規制課】

## 第2 検疫所等における警戒活動等

### 1 検疫所等における警戒活動

#### (1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

本部長は、国際海空港において、発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁等からの指示や検疫所等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁等及び県等関係機関と報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。【警備第二課、地域課】

#### (2) 機動隊の運用

本部長は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行うに当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、感染対策を徹底した上で、機動隊を集中運用する。【警備第二課、地域課】

### 2 検疫所等の周辺における交通規制

本部長は、検疫所等の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。【交通規制課】

## 第3 感染者の密入国に対する警戒活動

### 1 沿岸警備の強化

本部長は、船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。【外事課】

### 2 関係機関との情報の共有化

本部長は、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有化に努める。【外事課】

### 3 密入国事件取扱時における留意事項

本部長は、密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、入国管理局その他の関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行う。

また、検疫を受けていない発生国又は地域からの密入国者を取り扱う際は、感染対策を徹底した上で、業務に当たる。【外事課】

#### 第4 検疫体制の縮小に伴う措置

本部長は、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小する。【警備第二課、外事課、地域課、交通規制課】

### 第4節 関係法令違反の取締り等

#### 第1 検疫所との連携体制の構築

本部長は、国際海空港での検疫が強化される場合に発生が予想される、感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯等に備え、検疫所等との連携体制を構築する。【保安課】

#### 第2 関係法令違反の取締り

本部長は、国際海空港での検疫が強化される場合には、県と連携して、管轄する検疫所における新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染の疑いのある者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。【保安課】

## 第4章 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置

### 第1節 実施体制

#### 第1 県警察対策本部の設置

本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、警察庁対策本部等及び県等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、甲号、乙号、又は丙号体制を発令する。

この場合に、甲号又は乙号体制を発令したときは、県警察対策本部を設置し、本部直轄部隊を編成するとともに、全警察署に署対策本部の設置を指示する。

また、丙号体制を発令したときは、県警察対策室を設置し、全警察署に署対策室の設置を指示する。【警備第二課】

#### 第2 情報の収集・連絡

##### 1 発生状況の把握と分析

本部長は、新型インフルエンザ等が県内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、県等関係機関から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、

警察庁等に速報する。【警備第二課】

## 2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、別表1の「報告連絡系統表」により、災害対策室及び警察庁等に速報する。【警備第二課】

## 第3 特別派遣部隊の応援要請等

本部長は、県内で新型インフルエンザ等が発生し、他の都道府県に対する応援要請が必要と認めた場合は、速やかに公安委員会に報告するとともに、所定の手続きを行い、特別派遣部隊の増強により治安維持機能を保持する。

また、特別派遣部隊の迅速な部隊輸送及び効果的な運用を図るため、受援班を編成する。【警備第二課】

## 第4 業務継続のための執務体制の確立

本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、県警察対策本部の決定を経て、業務継続計画に定められた体制に移行する。【各課】

## 第5 装備資機材の活用

本部長は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図る。【警備第二課】

また、感染対策資機材等が適切に活用できるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じて、その補充を図る。【警務課、警備第二課】

## 第6 情報通信の確保

### 1 通信の確保

本部長は、情報通信部と連携して通信の確保に努める。【機動通信課】

### 2 情報管理機能の確保

本部長は、各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図る。【情報管理課】

## 第2節 感染対策

### 第1 職員の感染対策

#### 1 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

本部長は、職員及びその家族に対し、感染対策のための基本的な措置の徹底を指導する。また、職員に対しては、出勤時の検温を実施させる。【厚生課】

#### 2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬投与の実施

本部長は、医療機関及び県健康福祉部と相互に協力し、感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を開始する。【厚生課、警備第二課】

### 3 職員発症時の対応

本部長は、職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関での速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止する。【厚生課】

## 第2 留置施設における感染対策

### 1 留置業務担当者に対する感染対策の周知徹底

本部長は、国内及び留置施設における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、第3章第2節第2に定める措置に加えて、次の措置を講じる。

(1) 留置開始時の身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。

面会対応職員には、対応時にマスクを着用させ、面会受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人はマスクの着用を求め、その着用を拒否した面会人には面会を断るなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講ずる。

(2) 工事業者等については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請する。

(3) 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討する。

(4) 発生地域においては、発生状況に応じて職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。

【留置管理課】

### 2 感染が疑われる場合の報告

本部長は、被留置者又は職員が感染者等となった場合には、速やかに警察庁等へ報告する。【留置管理課】

### 3 感染者等の隔離及び早期診療

本部長は、被留置者が感染者等となった場合は、診療及び隔離等の措置を講じる。

また、職員が感染者等となった場合は、当該職員に対し、医療機関の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合には治療に専念させるなど、職員から被留置者への感染拡大の防止に必要な措置を講ずる。【留置管理課】

### 4 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

本部長は、感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な消毒を行う。【留置管理課】

## 5 感染者等との接触者の検診

本部長は、被留置者又は職員が感染者等となった場合には、職員及び他の被留置者に健康診断を受けさせる。

また、感染者等と濃厚接触があった職員については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示する。【留置管理課】

## 第3 その他

### 1 庁舎管理の実施の徹底

本部長は、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応を徹底させる。【警務課】

### 2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

本部長は、関係機関・団体に対し、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等感染対策の徹底を図る。【厚生課】

### 3 不特定多数の集まる活動の延期又は中止

本部長は、県警察が主催又は共催する集会、催事等の不特定多数の人が集まる活動について、状況に応じて延期し、又は中止する。また、関係機関・団体に対して不特定多数の人が集まる活動の自粛を要請する。

さらに、これらの措置については広報を行い、住民への周知を図る。【各課】

## 第3節 水際対策の支援

### 第1 国際海空港における警戒活動等

#### 1 国際海空港における警戒活動

##### (1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

本部長は、国内発生早期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、国際海空港等の関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、発生国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混乱による不測の事態等の防止を図るため、警察庁等からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施する。【警備第二課、地域課】

##### (2) 機動隊の運用

本部長は、水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁等へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静

化を図る。【警備第二課、地域課】

## 2 国際海空港の周辺における交通規制

本部長は、国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。【交通規制課】

## 第2 検疫所等における警戒活動

本部長は、国内発生早期において、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行う場合は、第3章第3節第2に定める措置を講ずる。

また、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小する。【警備第二課、地域課、交通規制課】

## 第4節 医療活動の支援

### 第1 医療機関等における警戒活動

#### 1 医療機関関係者等との連携の強化

本部長は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関関係者等との連携を確認・強化する。【警備第二課、地域課】

#### 2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

本部長は、医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁等からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。【警備第二課、地域課】

#### 3 機動隊の運用

本部長は、医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁等へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。【警備第二課、地域課】

## 第2 医療機関等の周辺における交通規制

本部長は、医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。【交通規制課】

### 第3 患者搬送の支援

本部長は、医療機関、県等関係機関から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行う。【地域課、交通規制課】

## 第5節 社会秩序の維持

### 第1 犯罪の予防一般

#### 1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

本部長は、住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。【広報課】

#### 2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

本部長は、新型インフルエンザ等国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

【生安企画課】

### 第2 各種犯罪の捜査

#### 1 関係法令違反の取締り

本部長は、国際海空港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事案、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。【保安課】

#### 2 混乱に乗じた犯罪の取締り

本部長は、新型インフルエンザ等に対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他の生活経済関係法令違反等の新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底する。【保安課、刑事企画課、捜査第二課、組織犯罪対策課】

### 第3 混乱時における措置

本部長は、新型インフルエンザ等が国内でまん延するほか、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁等への報告連絡及び県等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進していく。【警備第二課、地域課】

## 第6節 緊急事態措置に対する支援等

### 第1 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応



本部長は、公安委員会に対して、特措法第39条に規定する県等からの応援の要求があった場合には、警察庁に速報するとともに、調整を受け、必要な職員を派遣する。【各部】

## **第2 感染を防止するための協力要請等に対する支援**

本部長は、使用制限等を要請した場合に伴う混乱等による不測の事態等の防止を図るため、当該施設の管理者等に対して、自主警備及び問題点の改善点を促すなど、管理者対策を徹底し、状況に応じた警戒活動等を実施する。【警備第二課、地域課】

## **第3 住民接種に対する支援**

本部長は、住民接種が行われる際、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態等の防止を図るため、市町村と連携を図り、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施する。【警備第二課、地域課、交通規制課】

## **第4 臨時医療施設に対する警戒**

本部長は、臨時医療施設に対して、第4節に定める措置を講ずる。【警備第二課、地域課、交通規制課】

## **第5 緊急物資の運送に対する支援**

本部長は、緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応する。【警備第二課、地域課、交通規制課】

## **第6 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務**

本部長は、特措法により準用される権利利益特措法に基づく措置に係る事務処理に的確に対応する。【各部】

## **第7節 重点的感染拡大防止策の支援**

### **第1 重点的感染拡大防止策の実施に伴う実態把握**

本部長は、重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、県等関係機関と連携し、対象地域の現状を把握する。【警備第二課、地域課】

### **第2 対象地域における警戒活動**

本部長は、重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、県による外出自粛の要請及び抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布に伴う混乱による不測の事態の防止のため、十分な対処体制を確立し、警戒活動を実施する。【警備第二課、地域課】

## **第5章 新型インフルエンザ等の国内感染期における措置**

### **第1節 実施体制**

本部長は、第4章第1節に定める措置を講ずる。【警備第二課】

## 第2節 感染対策

本部長は、第4章第2節に定める措置を講ずる。【各課】

## 第3節 水際対策の支援

本部長は、国内感染期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、第4章第3節に定める措置を講ずる。【警備第二課、地域課、交通規制課】

## 第4節 医療活動の支援

本部長は、第4章第4節に定める措置を講ずる。【警備第二課、地域課、交通規制課】

## 第5節 多数死体取扱いに当たっての措置

### 第1 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

本部長は、感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師、関係機関等と緊密な連携を図る。【捜査第一課】

### 第2 多数死体の死体見分の実施

本部長は、多数死体取扱いマニュアルに基づき、死体の調査を実施する。【捜査第一課】

## 第6節 社会秩序の維持

本部長は、第4章第5節に定める措置を講ずる。【広報課、生活安全企画課、保安課、刑事企画課、捜査第二課、組織犯罪対策課、警備第二課】

## 第7節 緊急事態措置に対する支援等

本部長は、第4章第6節に定める措置を講ずる。【各部】

## 第6章 小康期における措置

本部長は、新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努めるとともに、各地域における感染の状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させる。

また、再度の国内発生に備え、国内発生早期から国内感染期までにおける対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、第2章に定める措置を講ずる。【各部】

## 第7章 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

### 第1節 目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。

鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型イ

ンフルエンザとなる可能性が高いものである。このため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

よって、本章を設け、本部長が実施する措置をあらかじめ定め、事案発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図ることとする。

## 第2節 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

### 第1 これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置

本部長は、警察庁及び県等関係機関と連携を図り、関連情報を入手した場合には、警察庁等に報告する。

また、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することも予想されることから、警察庁等からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、国際海空港における警戒活動を行う。【地域課、警備第二課】

### 第2 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

#### 1 県警察対策本部等の設置

本部長は、県内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁対策室及び県等関係機関との連携を図り、県警察対策本部等を設置する。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、当該鳥インフルエンザウイルスの病原性・感染力を考慮して、県警察対策本部等の設置を判断する。【警備第二課】

#### 2 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置に準じた対応

本部長は、第4章に掲げる措置のうち、第1節第2（情報の収集・連絡）、第5（装備資機材の活用）及び第6（情報通信の確保）並びに第2節第1の1（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び第2（留置施設における感染対策）並びに第4節第1（医療機関等における警戒活動）並びに第5節第1（犯罪の予防一般）及び第2（各種犯罪の捜査）を行う。

## 第3節 防疫措置の支援

### 第1 防疫措置実施地域における警戒活動等

本部長は、防疫措置を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から県等関係機関との連携を確認・強化する。

また、本部長は、防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁及び県等関係機関との報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で必要に応じた警戒活動を行う。【保安課、警備第二課】

### 第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

本部長は、県等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を行う。【交通規制課】

※ 別表・別添については、掲載を省略する。